管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
050010	技能実習制度における外国人技能実習生の在留期間の延長	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、第20条の2第2項、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2、出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令第1条第17号、第2条第28号	在留資格「技能実習」における技能実習期間は、技能実習1号及び技能実習2号の期間を合わせて最長3年となっている。	外国人技能実習において、研修・実習を併せて3年以内とされている期間を5年間に延長することを提案。	当地域は漁船漁業が盛んで、平成23年浜坂町漁業協同組合の漁獲総額約25億円のうち、底曳網漁業の漁獲金額は約22億円と全体の約86%を占め、当町の中心漁業となっている。浜坂町漁業協同組合では、平成18年から底曳網漁業を対象とする技能実習生の受け入れを開始し、本年までに延べ50名を受け入れ、外国人技能実習制度が定着している。 (提案内容)実習期間が現行3年のところ、期間延長を希望する実習生については更に2年延長し、実習期間を最大5年とする制度の緩和を提案。 (現状)漁船漁業は洋上での実習という特殊性を持つため、天候の影響を受け易く、荒天により数日間出漁を見合わせることがあるため、実習実施機関から実習計画の円滑な推進が窮屈になる可能性があるとの意見がある。また、技能実習の修得に意欲的な実習生からは、他船員を指導できる甲板長並みの技能習熟を目指したいとの要望を受けることがある。 (効果)実習期間の延長により、実習計画の進捗が遅れても余裕を持った実習が可能となり、出漁を多数経験することで、より実践に即した技能修得が確保される。また、甲板長並みの技能修得を希望する実習生が更に経験を積むことにより、帰国後は指導者として後進の育成を担うことが出来、経済発展の推進に一層寄与することが出来る。 (その他)関係省庁が懸念する低賃金労働力としての悪用対策として、漁業中央団体と関係省庁で組織する漁業技能実習制度協議会が、全体の監理体制の強化と充実を図っている。さらに、兵庫県及び町が浜坂町漁業協同組合の実習制度運用について助言・指導することにより、実習制度の悪用を未然に防ぐ体制が一層強化された。	C	Ⅲ	５年への延長を要望する理由が明確でないことから、検討が困難である。天候の影響はどのような実習にもあるものである上、予測困難であるところ、そのような事情のみをもって現状に加えて2年もの期間を延長する合理的理由について説明が必要である。なお、貴町では、平成１８年に技能実習生の受入れを開始してから、これまでに悪天候に起因する実習遅延は発生していないとしているところ、この点からも直ちに実習期間を延長する必要性は認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	天候の影響はどの実習にもあるとされているが、特に冬期間の船上での実習は、風雪波浪等の影響を強く受け、陸上実習と同一視できない。また、期間延長の提案は実習生のスキルアップの確保が大きな目的である。漁船漁業におけるスキルアップを図るには、一回でも多く操業を経験することが効果的であり、技能習熟を高める事に繋がる。その結果として、その都度変化する船上の操業環境に対処できる能力が培われ、スキルアップを促進することが出来る。また、期間延長により、これまで補助的な役割で実習してきた作業を主導的な立場で実習する計画の策定が可能となるため、実習期間の延長が必要である。	C	Ⅲ	天候の影響はどのような実習にもあるものであるところ、特に冬期間での船上での実習はその影響を強く受けるとあるからといって、陸上実習と同一視できない客観的根拠が明確でないことから検討が困難である。また、5年への延長の目的はスキルアップの確保とあるところ、その目的を達成するために、追加的に2年もの延長を要する客観的根拠が明確でないことから検討が困難である。まずは、これら客観的根拠について具体的に明示されたい。			C	Ⅲ			1029010	新温泉町、浜坂町漁業協同組合	兵庫県	法務省 厚生労働省
050020	技能実習制度における漁船漁業の一職種一作業の規制緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第2号から第4号まで、同表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号ロに掲げる活動の項の下欄第1号から第3号まで 出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令第1条第1号から3号まで、第2条第1号から第3号まで 技能実習制度推進事業運営基本方針　Ⅱ各論　2対象技能等⑴、⑵、5技能実習の実施に関し留意すべき事項⑴ニ、別表	技能実習計画は、技能検定等において評価される技能等に加えて、関連する技能等を修得することを含むことは妨げていない。 なお、技能実習第2号へ移行を予定する実習計画については、技能実習制度推進事業運営基本方針において、関連する技能等の修得に充てる時間は、全体の計画時間のおおむね半分以下とすることとなっている。	漁船漁業に於いて、同一漁船により二作業を兼業する場合に限り、一職種一作業の規制を緩和し、漁業実習の受け入れ対象として容認することを提案。	漁船漁業の中で技能実習対象として認められている作業として、いか釣り漁業と底曳網漁業が含まれているが、一職種一作業の技能実習しか認められていないため、二作業を兼業する漁船においては技能実習を受け入れることが出来ない。 (提案内容)漁船漁業で認められている作業を同一漁船で兼業する場合に限り、複数作業の技能実習を容認する緩和策を提案。 (現状)浜坂町漁業協同組合所属の底曳網漁業を営む17経営体の内、3経営体は兼業によりいか釣り漁業を営んでいる。底曳網漁業は9月～翌年5月まで稼働し、6月～8月までの3か月は休漁期として漁具補修作業を行っている。一方、底曳網漁業といか釣り漁業を兼業で営む場合は、11月～翌年5月まで底曳網漁業を営み、6月に艤装を変更して10月までいか釣り漁業を営む事になる。そのため、兼業する漁船が底曳網漁業を対象として実習生を受け入れた場合、技能実習ができる期間は、11月～翌年5月までの7か月となり、それ以外の6月～10月までの5か月は、いか釣り漁業出漁のため実習が不可能となるため、実習生の受け入れが出来ない。しかし、底曳網漁業といか釣り漁業の作業定義を比較すると、必須作業、関連作業、周辺作業、使用する機械・設備等の項目は共通するものがある。また、必須作業のうち安全衛生作業、関連作業、周辺作業は同一の内容である。 (効果)二つの作業を兼業する漁船を技能実習実施機関として容認できれば、技能実習生の選択肢が広がるとともに、異なる技能を効率的に修得できるため、帰国後に於いて日本で修得した技能を本国で幅広く活用できる。	E	―	技能実習制度推進事業運営基本方針は、技能検定等において評価される技能等に加えて、関連する技能等を修得することを技能実習計画に含むことは妨げていない。 このため、複数の作業の技能実習を行うことについては、技能検定等において評価される作業と関連がある作業であり、適正な技能実習計画が策定され、帰国後に同様の業務を行うことが担保されるのであれば、可能である。 複数の作業の関連性については、技能実習計画や受入機関の技能実習実施体制に基づき個別に判断されるものである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	漁船漁業において底曳網漁業といか釣り漁業を兼業する場合、漁法と対象魚種が異なるため、作業の関連性が認められないと判断していた。回答の前段では関連がある作業で要件を満たせば可能である旨が示され、後段では複数の作業の関連性については個別に判断されるものであると記述されている。ついては、兼業船の底曳網漁業といか釣り漁業の関連性の有無について見解を求めます。併せて、底曳網漁業の技能実習を行う場合、兼業のいか釣り漁業をJITCO編集の「外国人技能実習制度概説」が示す「周辺作業」として実習計画に含めることの適否について見解を求めます。	E	―	技能実習2号への在留資格の変更を希望する外国人が、技能実習１号の当時に受け、合格した技能検定等に係る技能等そのものに加え、これに関連する技能等をも修得しようとする場合は、入管法第20条の2第2項の基準を定める省令第１条第3号又は第2条第3号の要件の審査において、当該関連する技能等を修得するための活動を行うことが適当か否かにつき、厚生労働大臣が公示した「技能実習制度推進事業運営基本方針」を踏まえて、個別に判断することとなる。 この点、入管法令及びその他の法令において、一般的に複数の作業の技能実習自体を禁止した定めはなく、底曳網漁業といか釣漁業の関連性を否定する定めも存在しない。 「外国人技能実習制度概説」に示す周辺作業については、上記公示に基づく推進事業実施機関としてのJITCOが、技能実習制度の利用者の利便を図るため、職種別の専門委員会を設けて検討した結果を「外国人技能実習制度における技能実習計画」として編集しているところである。したがって、提案主体の意見にある「底曳網漁業の技能実習を行う場合、兼業のいか釣り漁業をJITCO編集の「外国人技能実習制度概説」が示す『周辺作業』として実習計画に含めることの適否」という質問については、JITCOに直接確認すべき事項であると考える。			E	―			1029020	新温泉町、浜坂町漁業協同組合	兵庫県	法務省 厚生労働省